

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 川口市 (都道府県: 埼玉県)  
 本事業の担当部局名 子ども部 青少年対策室

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)		
個別事業名	川口市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 5 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	7,000,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通                  令和4年の本市の婚姻件数は2,734件、婚姻率は4.5%、合計特殊出生率は0.97となっており、少子化傾向に歯止めがかかっていない。(参考:令和元年の婚姻件数は3,131件、婚姻率は5.3%、合計特殊出生率は1.13)                  こうした状況から、少子化対策をさらに進めるための対策を講じる必要がある。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)                  &lt;当年度の少子化対策の全体像&gt;※全事業共通                  本市においては、令和2年3月に「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」(以下「事業計画」という。)を策定し、少子化対策を含めた子ども・子育てに関する課題の解消と支援の充実に総合的に取り組んでいる。事業計画では、「施策の方向性」の1つとして「すべての家庭が楽しく子育てをするための支援の充実」を掲げており、訪問・相談体制の整備や、核家族化や他地域からの転入などを背景とした育児不安の解消の取り組みなどを通じ、安心して子育てをしやすい環境の充実に取り組むこととしている。                  &lt;本個別事業の位置付け&gt;                  本事業は、事業計画に基づき子育てをしやすい環境を充実させることと相まって、住宅の取得・賃借に要する経費の支援など、子どもを持つことを望むかたが安心して結婚し子どもを持つことができる環境を整備することを通じて、本市の少子化対策につなげるものである。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	各費用に係る合計が10万円
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 無			
※(注)3 【その他独自要件】			
本市に2年以上の居住をすること。			

2. 申請見込

①新規世帯見込	70	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	20	世帯		
	その他	50	世帯		

【世帯数積算根拠】

実績値に基づいて算出した。  
令和5年度12月時点での月間の平均申請数・相談数4.5件に次年度対象となる15カ月分を積算した

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	24 世帯
～12月(実績)	14 世帯
1月～3月(見込)	10 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	20 世帯 × 100,000 円 =	2,000,000	円
(その他)	50 世帯 × 100,000 円 =	5,000,000	円
	(継続補助)	0	円
	合計	7,000,000	円

<積算>	
左記上限額のとおり	

3. 広報の実施予定

市広報誌及びホームページへの記事の掲載、市役所窓口でのチラシ配布、駅前街頭ビジョンの映像等による情報提供

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	健やかな子育て・子育て環境づくりの推進が図られていると感じる人の割合(第5次川口市総合計画後期基本計画)			%	40.0 (R7)
保育所等の待機児童数(第5次川口市総合計画後期基本計画)			人	0 (R7)	38 (R2)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			0.97 (R4)	
	婚姻件数		件	2,734 (R4)	
	婚姻率			4.5 (R4)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	40	10
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	90	80	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	40	20	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	埼玉県のホームページと連携して広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	チラシの配布にあたり、民間事業者と締結している包括連携協定の仕組みを活用する。				

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
  - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
  - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
  - ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
  - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
  - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
  - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
  - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。